定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社の新株予約権等に関する事項 業務の適正を確保する体制 連結計算書類の注記 計算書類の注記

> (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び定款第25条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.smfg.co.jp)に掲載することにより開示しております。

株式会社 **三井住友フィナンシャルク"ループ**

当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社の子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 (新株予約権) 1個当たり	行使価額 株式 1 株当たり	行使期間
第1回新株予約権	2010年 8月13日	1,026個	普通株式 102,600株	221,500円	1円	2010年8月13日から 2040年8月12日まで
第2回新株予約権	2011年 8月16日	2,682個	普通株式 268,200株	187,200円	1円	2011年8月16日から 2041年8月15日まで
第3回新株予約権	2012年 8月15日	2,805個	普通株式 280,500株	204,200円	1円	2012年8月15日から 2042年8月14日まで
第4回新株予約権	2013年 8月14日	1,157個	普通株式 115,700株	415,900円	1円	2013年8月14日から 2043年8月13日まで
第5回新株予約権	2014年 8月15日	1,219個	普通株式 121,900株	366,100円	1円	2014年8月15日から 2044年8月14日まで
第6回新株予約権	2015年 8月18日	1,324個	普通株式 132,400株	490,400円	1円	2015年8月18日から 2045年8月17日まで
第7回新株予約権	2016年 8月15日	2,012個	普通株式 201,200株	281,100円	1円	2016年8月15日から 2046年8月14日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式 の種類及び数	取締役及 (監査委 社外役員	員及び	監査委員で (社外役員	
			保有人数	個数	保有人数	個数
第1回新株予約権	8個	普通株式 800株	1人	8個	_	_
第2回新株予約権	8個	普通株式 800株	1人	8個	_	_
第3回新株予約権	フ個	普通株式 700株	1人	7個	_	_
第4回新株予約権	8個	普通株式 800株	2人	8個	_	_
第5回新株予約権	12個	普通株式 1,200株	2人	8個	1人	4個
第6回新株予約権	57個	普通株式 5,700株	3人	9個	1人	48個
第7回新株予約権	33個	普通株式 3,300株	4人	28個	1人	5個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

業務の適正を確保する体制

当社は、当社における業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために整備すべき体制を取締役会において決議し、運用しております。その概要は次のとおりです。

執行役の職務の執行に係る情 報の保存及び管理に関する体 制	(決議内容) 執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、 適切な保存及び管理を行う。
	(運用状況) グループ経営会議の議事録や執行役による決裁文書等の、執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、適切な保存及び管理を行いました。
当社及び当社のグループ会社 の損失の危険の管理に関する 規程その他の体制	(決議内容) ①当社のグループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項を統合リスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。 ②当社のグループ全体のリスク管理の基本方針は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得る。 ③グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署は、前項において承認されたグループ全体のリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。
	(運用状況) 統合リスク管理規程を整備しており、同規程に基づき、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、網羅的、体系的なリスク管理を行いました。また、リスク委員会規程に基づき、同委員会を4回開催し、当社の経営上特に重大な影響があると認識するリスク及びリスクアペタイト・フレームワーク(注)の実効性向上や見直しについて審議し、その結果を取締役会に4回報告いたしました。
執行役の職務の執行が効率的 に行われることを確保するた めの体制	(決議内容) ①執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、 それに基づく業務運営及び業績管理を行う。 ②各執行役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程、グループ会社規程 等を定め、これらの規程に則った役職員への適切な権限委譲を行う。

注 収益拡大のために引き受けるリスクの種類・量(リスクアペタイト)を明確にし、業務運営に適切に組み込んだ経営管理の枠組み。

執行役の職務の執行が効率的 に行われることを確保するた めの体制

(運用状況)

- ・2020年度の業務計画を取締役会で策定・決議いたしました。
- ・取締役会で策定・決議した業務計画に基づき、各執行役が適切に職務の執行を行 うとともに、組織規程等で権限委譲された役職員が業務運営を行いました。また、 その状況について、取締役会に4回報告いたしました。

当社及び当社のグループ会社 及び定款に適合することを確 保するための体制

(決議内容)

- の役職員の職務の執行が法令「①当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するこ とを確保するため、コンプライアンス及びリスクに関する行動原則、コンプライ アンス管理規程を制定し、役職員がこれを遵守する。
 - ②当社及び当社のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを 目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体 的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
 - ③当社のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、 財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について 必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
 - ④当社及び当社のグループ会社並びにその役職員による法令等の違反を早期に発 見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - ⑤反社会的勢力による被害を防止するため、当社のグループ全体の基本方針として、 「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や 資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外 部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う| 等を定め、適切に管理する体制 を整備する。
 - ⑥利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理方針を制定し、お客さまの利 益を不当に害することがないよう、当社のグループ内における利益相反を適切に 管理する体制を整備する。
 - ⑦マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当社のグループ全 体の基本方針としてSMFGマネー・ローンダリング等防止管理規程を定め、同規 程に基づいた運営及び管理を行う。
 - ⑧上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監 **査を行い、監査委員会直属の部署として、その結果を監査委員会、グループ経営** 会議等に報告する。

当社及び当社のグループ会社 の役職員の職務の執行が法令 及び定款に適合することを確 保するための体制

(運用状況)

- ・コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、取締役会でコンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づいて、グループベースでのコンプライアンス意識の醸成やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等の体制強化に努めてまいりました。当該プログラムの進捗状況については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で2回協議のうえ、取締役会に報告いたしました。
- ・財務報告に係る内部統制評価規程等に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性 を評価し、取締役会に報告いたしました。
- ・SMBCグループ内部通報規則に基づき、当社のグループ全体の内部通報制度として 「SMBCグループアラームライン」を設置しており、これを適切に運営いたしました。
- ・利益相反管理統括部署は、利益相反管理方針に基づき、お客さまの利益を不当に 害することのないよう、適切に利益相反を管理してまいりました。同方針に基づ き、利益相反管理統括部署は半期ごとにモニタリングを実施し、その結果につい てグループCCOに報告しておりますが、当年度において、特筆すべき事象はござ いませんでした。
- ・内部監査担当部署は、監査委員会及び取締役会で決議したグループ内部監査規程及び年次の監査基本計画に基づき、当社各部署及びグループ会社に対する内部監査を行い、内部管理体制の適切性・有効性を検証いたしました。その結果については、監査委員会規程に基づき同委員会に4回報告し、同委員会を通じて取締役会に報告いたしました。

企業集団における業務の適正 を確保するための体制

(決議内容)

- ①当社のグループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、 取締役会のもとにグループ経営会議を設置する。業務執行上の重要事項等は、取 締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、 採否を決定したうえで執行する。
- ②当社のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規程及びコンプライアンスに関するグループ会社管理規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。
- ③グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をSMFGグループ内取引管理規程として定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、監査委員会に報告を行う。
- ④当社のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務 執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項 をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及 び運営を行う。

企業集団における業務の適正 を確保するための体制

(運用状況)

- ・当社のグループ全体の業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針 に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行 いたしました。
- ・グループ会社間の取引等に係る基本原則をグループ内取引管理規則として制定しており、同規則に基づいた運営及び管理を行いました。また、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得ることとしておりますが、当年度において、該当する取引はございませんでした。

監査委員会の職務を補助すべき使用人の体制、執行役からの独立性、監査委員会を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項

(決議内容)

- き使用人の体制、執行役から「①監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員会室を設置する。
- の独立性、監査委員会を補助 ②監査委員会室の使用人の執行役からの独立性を確保するために、監査委員会室の すべき使用人に対する指示の 使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。
 - ③監査委員会室の使用人は、専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助するものとする。
 - ④監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を置くことがある。この場合、監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。
 - ⑤監査委員補佐は、必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任するなどして、当該社を監査するとともに、監査委員会の職務の執行を補佐する。

(運用状況)

- ・監査委員会の監査職務の遂行を補助するために、監査委員会室を設置しており、 同室の使用人は専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助し ております。当該使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意のもと、 行われました。
- ・監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を設置しており、当該 監査委員補佐は必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任する などして当該主要グループ会社を監査するとともに、監査委員会の職務を補佐し ております。監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意のも と行われました。

当社及び当社のグループ会社 告をするための体制及び報告 をしたことを理由として不利 な取扱いを受けないことを確 保するための体制等に係る事

項

(決議内容)

- の役職員が、監査委員会に報「①当社及び当社のグループ会社の役職員は、当社もしくは当社のグループ会社に著 しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する 重大な事実を発見したときには、当該事実を監査委員会に対し報告する。また、 当社及び当社のグループ会社の役職員は、その職務の執行について監査委員会か ら説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
 - ②当社及び当社のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときに は、前項の監査委員会のほか、内部通報窓口に報告することができる。コンプラ イアンス担当部署は、監査委員会に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に 報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ、必要と認められるときまた は監査委員会から報告を求められたときも速やかに報告する。
 - ③当社及び当社のグループ会社の役職員が内部通報窓口及び監査委員会に報告した ことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、グループ内部通 報規則に不利益取扱いの禁止を定める。

(運用状況)

- ・コンプライアンス担当部署は、監査委員会に対して、内部通報の受付・処理状況 を定期的に報告いたしました。
- ・グループ内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定め、内部通報制度を利用した役 職員が不利な取扱いを受けることがないよう、体制を整備しております。

監査委員会の監査が実効的に の体制に係る事項

(決議内容)

- 行われることを確保するため「①内部監査担当部署は、監査委員会直属の部署として、監査委員会に対し内部監査 結果を報告する。
 - ②当社の内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得る。
 - ③監査委員会は、必要に応じて内部監査担当部署に対し指示を行い、内部監査担当 部署は当該指示に基づき内部監査を実施する。
 - ④代表執行役は、監査委員会との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること 等により、監査委員会による監査機能の実効性向上に努める。

(運用状況)

- ・内部監査担当部署は、監査委員会に対し内部監査結果を定期的に報告しました。
- ・内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得ました。
- ・監査委員会は、必要に応じて、内部監査担当部署に対して具体的な指示を行って おります。
- ・代表執行役は、監査委員と4回意見交換を行い、監査委員会による監査機能の実 効性向上に努めました。

監査委員の職務の執行につい (決議内容) 項

て生ずる費用の負担に係る事│当社は毎期、監査委員会の要請に基づき、監査委員が職務を執行するために必要な 費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、 監査委員会が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でない ことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

(運用状況)

監査委員による往査等の職務の執行に必要な費用については、適切な予算措置を講 じました。

連結計算書類の注記

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記>

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。 また、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結される子会社及び子法人等 174社

主要な会社名 株式会社三井住友銀行

株式会社SMBC信託銀行

SMBC日興証券株式会社

三井住友カード株式会社

株式会社セディナ

SMBCコンシューマーファイナンス株式会社

株式会社日本総合研究所

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

三井住友銀行(中国)有限公司

PT Bank BTPN Tbk

SMBC Americas Holdings, Inc.

SMBC信用保証株式会社

TT International Asset Management Ltd 他15社は株式の取得等により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等としております。

また、SMMオートファイナンス株式会社他14社は株式売却等により子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

(2)非連結の子法人等

主要な会社名 SBCS Co..Ltd.

非連結の子法人等の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の それぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない 程度に重要性が乏しいものであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1)持分法適用の非連結の子法人等 5 社

主要な会社名 SBCS Co..Ltd.

(2)持分法適用の関連法人等 96社

主要な会社名 三井住友ファイナンス&リース株式会社

住友三井オートサービス株式会社

当連結会計年度より、3社を新規設立により持分法適用の関連法人等としております。

また、大和住銀投信投資顧問株式会社他16社は合併等により関連法人等でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

(3)持分法非適用の関連法人等

主要な会社名 Park Square Capital / SMBC Loan Programme S.à r.l.

持分法非適用の関連法人等の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 会計方針に関する事項

(1)特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権 等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計 年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式(外国株式を含む)については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資 産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(賃貸資産及びリース資産を除く)

当社及び連結される子会社である株式会社三井住友銀行の有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年~50年

その他 2年~20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当社並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間(5年~10年)に基づいて償却しております。

③賃貸資産

主にリース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。

④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

連結される子会社である株式会社三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立 した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を 勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額 をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 142.834百万円であります。

(6) 當与引当金の計 ト基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員賞与引当金の計ト基準

役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ)への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支 給額を計上しております。

(9)ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「SMBCポイントパック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(1)利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。

(12)特別法トの引当金の計ト基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補塡に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(13)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主 として給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおり であります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法に

より損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)に

よる定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(14)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び連結される子会社である株式会社三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(15)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準

- (1)ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
 - 受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。
- ②オペレーティング・リース取引の収益の計上基準

主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

③割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準

主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

(16)重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨

スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う 通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在す ることを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

③株価変動リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、その他有価証券から生じる株価変動リスクを相殺する個別へッジについては時価へッジを適用しており、当該個別へッジに係る有効性の評価をしております。

④連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、株式会社三井住友銀行以外の一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

(17)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、金額に重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

(18)消費税等の会計処理

当社並びに連結される国内子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(19)連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される国内子会社は、連結納税制度を適用しております。

<追加情報>

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る貸倒引当金の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る貸倒引当金の見積りについては、次の方法により連結財務諸表に反映しております。

債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。

また、個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく

予想損失については、新型コロナウイルス感染症等を起因とした原油価格等のマーケット指標の変動が及ぼす影響 等、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行

2020年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)により、2022年4月1日以後開始する連結会計年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行することとされましたが、連結納税制度を適用している当社及び一部の連結される国内子会社は、当連結会計年度においては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)に基づき、改正前の税法の規定を前提とした会計処理を行っております。

<連結貸借対照表に関する注記>

- 1. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 3. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は11,030,067百万円、再貸付けに供している有価証券は171,224百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,546,017百万円であります。
- 4. 貸出金のうち、破綻先債権額は13.978百万円、延滞債権額は378.173百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は14,400百万円であります。
 - なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は221,288百万円であります。
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は627,840百万円であります。

なお、上記4.から7.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、 商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は850.324百万円であります。
- 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 78,112百万円 特定取引資産 834,864百万円 有価証券 10,502,767百万円 貸出金 10,679,243百万円

担保資産に対応する債務

預金21,908百万円売現先勘定6,670,132百万円債券貸借取引受入担保金2,334,251百万円借用金10,587,419百万円信託勘定借432,135百万円支払承諾103,886百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金12,543百万円、特定取引資産1,179,599百万円、有価証券3,570,617百万円、貸出金10,350百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金2,240,739百万円、保証金87,976百万円、先物取引差入証拠金101,838百万円及びその他の証拠金等46,569百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は61,881,806百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが44,330,598百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権 の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが できる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求する ほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じております。

11. 連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、一部の持分法適用の関連法人等も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結される子会社である株式会社三井住友銀行

1998年3月31日及び2002年3月31日

一部の持分法適用の関連法人等

1999年3月31日、2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結される子会社である株式会社三井住友銀行

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産 税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定 評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

一部の持分法適用の関連法人等

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産 税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

- 12. 有形固定資産の減価償却累計額 783.544百万円
- 13. 有形固定資産の圧縮記帳額 62.099百万円
- 14. 借用金には、劣後特約付借入金249,000百万円が含まれております。
- 15. 社債には、劣後特約付社債2,216,743百万円が含まれております。
- 16. 信託勘定借には、信託勘定が発行する債権担保付社債(カバードボンド)に関連した信託勘定からの借入金432,135百万円が含まれております。
- 17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1.603.941百万円であります。
- 18. ストック・オプションに関する事項は下記のとおりであります。
- (1)ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 7百万円

(2)ストック・オプションの権利不行使による失効により当連結会計年度に利益として計上した金額 その他の経常収益 1.610百万円

(3)ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 当社

①ストック・オプションの内容

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
付与対象者の区分 及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 69	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 3 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 67
ストック・オプション の数(株)(注)	普通株式 102,600	普通株式 268,200	普通株式 280,500	普通株式 115,700
付与日	2010年8月13日	2011年8月16日	2012年8月15日	2013年8月14日
権利確定条件	当社及び株式会社三 井住友銀行の取締役、 監査役及び執行役員 のいずれの地位をも 喪失した時点	当社及び株式会社三 井住友銀行の取締役、 監査役及び執行役員 のいずれの地位をも 喪失した時点	当社及び株式会社三 井住友銀行の取締役、 監査役及び執行役員 のいずれの地位をも 喪失した時点	当社及び株式会社三 井住友銀行の取締役、 監査役及び執行役員 のいずれの地位をも 喪失した時点
対象勤務期間	2010年6月29日から2010年度に関する定時株主総会終結時まで	2011年6月29日から2011年度に関する定時株主総会終結時まで	2012年6月28日から2012年度に関する定時株主総会終結時まで	2013年6月27日から2013年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2010年8月13日から 2040年8月12日まで	2011年8月16日から 2041年8月15日まで	2012年8月15日から 2042年8月14日まで	2013年8月14日から 2043年8月13日まで

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
付与対象者の区分 及び人数(人)	当社の取締役 10 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 67	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 4 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 68	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 5 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 73
ストック・オプション の数(株)(注)	普通株式 121,900	普通株式 132,400	普通株式 201,200
付与日	2014年8月15日	2015年8月18日	2016年8月15日
権利確定条件	当社及び株式会社三 井住友銀行の取締役、 監査役及び執行役員 のいずれの地位をも 喪失した時点	当社及び株式会社三 井住友銀行の取締役、 監査役及び執行役員 のいずれの地位をも 喪失した時点	当社及び株式会社三 井住友銀行の取締役、 監査役及び執行役員 のいずれの地位をも 喪失した時点
対象勤務期間	2014年6月27日から2014年度に関する定時株主総会終結時まで	2015年6月26日から2015年度に関する定時株主総会終結時まで	2016年6月29日から2016年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2014年8月15日から 2044年8月14日まで	2015年8月18日から 2045年8月17日まで	2016年8月15日から 2046年8月14日まで

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数(注)

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	7,200	13,600	65,400	42,700
付与	_	_	_	_
失効	_	_	_	_
権利確定	2,000	7,200	7,100	3,500
未確定残	5,200	6,400	58,300	39,200
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	59,700	173,600	161,000	33,300
権利確定	2,000	7,200	7,100	3,500
権利行使	17,000	47,800	38,500	9,900
失効	_	_	_	_
未行使残	44,700	133,000	129,600	26,900

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	59,400	91,200	121,300
付与	_	_	_
失効	_	_	_
権利確定	17,300	13,500	18,500
未確定残	42,100	77,700	102,800
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	32,000	14,400	24,600
権利確定	17,300	13,500	18,500
権利行使	21,500	14,800	27,400
失効	_	_	_
未行使残	27,800	13,100	15,700

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,263	3,452	3,601	3,318
付与日における 公正な評価単価 (円)	2,215	1,872	2,042	4,159

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,856	4,002	3,739
付与日における 公正な評価単価 (円)	3,661	4,904	2,811

③ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結される子会社であるPT Bank BTPN Tbk

①ストック・オプションの内容

決議年月日	2015年	3月26日	2015年	3月26日	2016年	4月29日
付与対象者の区分 及び人数(人)	同社役員 同社使用人	16 309	同社役員 同社使用人	1 4	同社使用人	332
ストック・オプション の数(株)(注)	普通株式	141,575,000	普通株式	10,500,000	普通株式	56,645,000
付与日	2015年4月7	15⊟	2016年10月	10⊟	2016年9月2	.1⊟
権利確定条件	権利行使時に勤続		権利行使時に勤続		権利行使時に	勤続
対象勤務期間	定めがない		定めがない		定めがない	
権利行使期間	2017年11月 2018年5月 2018年11月 2019年5月	1 日から30日間 6 日から30日間 7 日から30日間 5 日から30日間 6 日から30日間 2 日から30日間	2017年11月 2018年5月 2018年11月 2019年5月	1 日から30日間 6 日から30日間 7 日から30日間 5 日から30日間 6 日から30日間 2 日から30日間	2018年12月1 2019年5月2 2019年12月1 2020年6月	28日から30日間 7日から30日間 28日から30日間 9日から30日間 1日から30日間 7日から30日間

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数(注)

決議年月日2015年3月26日2015年3月26日2016年4月29日権利確定前(株)第連結会計年度末83,240,0009,600,00037,896,500付与———失効83,240,0009,600,00037,896,500権利確定———未確定残———権利確定後(株)———植利確定———権利行使———失効———未行使残———				
前連結会計年度末 83,240,000 9,600,000 37,896,500 付与 — — — 失效 83,240,000 9,600,000 37,896,500 権利確定 — — — 未確定残 — — — 権利確定後(株) — — — 権利確定 — — — 権利行使 — — — 失効 — — —	決議年月日	2015年3月26日	2015年3月26日	2016年4月29日
付与 — — — 失効 83,240,000 9,600,000 37,896,500 権利確定 — — — 未確定残 — — — 権利確定後(株) — — — 権利確定 — — — 権利行使 — — — 失効 — — —	権利確定前(株)			
失効 83,240,000 9,600,000 37,896,500 権利確定 — — — 未確定残 — — — 権利確定後(株) — — — 権利確定 — — — 権利行使 — — — 失効 — — —	前連結会計年度末	83,240,000	9,600,000	37,896,500
権利確定 — — — 未確定残 — — — 権利確定後(株) — — — 植利確定 — — — 権利行使 — — — 失効 — — —	付与	_	_	_
未確定残 — — 権利確定後(株) — — 前連結会計年度末 — — 権利確定 — — 権利行使 — — 失効 — —	失効	83,240,000	9,600,000	37,896,500
権利確定後(株) 前連結会計年度末 — — 権利確定 — — 権利行使 — — 失效 — —	権利確定	_	_	_
前連結会計年度末 — — 権利確定 — — 権利行使 — — 失効 — —	未確定残	_	_	_
権利確定 — — — 権利行使 — — — 失効 — — —	権利確定後(株)			
権利行使 — — — 失効 — — —	前連結会計年度末	_	_	_
失効 -	権利確定	_	_	_
	権利行使	_	_	_
未行使残	失効	_	_	_
	未行使残	_	_	_

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2015年3月26日	2015年3月26日	2016年4月29日
権利行使価格 (IDR)	4,000.00	4,000.00	2,617.00
行使時平均株価 (IDR)	_	_	_
付与日における 公正な評価単価 (IDR)	1,408.90	1,408.90	712.81

③ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

19. 企業結合等関係

(取得による企業結合)

三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社の合併

当社の連結される子会社である三井住友アセットマネジメント株式会社(以下、「SMAM」)は、当社の持分法適用の関連法人等である大和住銀投信投資顧問株式会社(以下、「大和住銀」)との間で2018年9月28日に締結した合併契約に基づき、2019年4月1日に合併いたしました。なお、合併会社の商号は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社であります。

合併の概要は、次のとおりであります。

- (1)企業結合の概要
- ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業務、投資助言・代理業務

②企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

③企業結合日

2019年4月1日

④企業結合の法的形式

SMAMを存続会社、大和住銀を消滅会社とする吸収合併

⑤結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 48.96%

企業結合日に増加した議決権比率

1.16%

合併後の議決権比率

50.12%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が三井住友DSアセットマネジメント株式会社の議決権の過半数を所有しているため。

(2)連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた大和住銀の普通株式の企業結合時における時価 40,111百万円 企業結合日に追加取得した大和住銀の普通株式の対価 (SMAM株式) 958百万円

被取得企業の取得原価

41.070百万円

- (4)株式の種類別の合併比率及びその算定方法並びに交付株式数
- ①株式の種類及び合併比率

普通株式 SMAM 1: 大和住銀 4.2156

②合併比率の算定方法

SMAMはEYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社を、大和住銀はPwCアドバイザリー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

③交付株式数

SMAMの普通株式 16.230.060株

(5)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 9百万円

(6)被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

被取得企業の取得原価 41.070百万円

取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額 19.072百万円

差額(段階取得に係る差益) 21.997百万円

(7)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

17,022 百万円

②発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産の持分相当額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

14年間で均等償却

- (8)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- ①資産の額

資産の部合計 61,319百万円

うち現金預け金 22.798百万円

②負債の額

負債の部合計 14.178百万円

(9)取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額 19,898百万円 償却期間 13年

うち顧客関連資産 19,898百万円 償却期間 13年

(10)企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

企業結合日が当連結会計年度の開始日(2019年4月1日)であるため、該当事項はありません。

<連結損益計算書に関する注記>

- 1. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 3. その他の経常収益には、株式等売却益154,735百万円を含んでおります。
- 4. その他の経常費用には、貸出金償却105,307百万円及び株式等償却45,374百万円を含んでおります。
- 5. その他の特別利益は、段階取得に係る差益であります。
- 6. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に 計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗	21ヵ店	土地、建物等	2,180百万円
日中色	遊休資産	87物件	工地、建物等	6,221百万円
近畿圏	営業用店舗	フヵ店	土地、建物等	769百万円
儿歌 自	遊休資産	57物件	工地、建物等	1,105百万円
国内	営業用店舗	5ヵ店	土地、建物等	456百万円
その他	遊休資産	20物件	工地、建物等	609百万円
米州	貨車リース資産		賃貸資産	13,805百万円
_	_		のれん及び その他の無形固定資産	39,958百万円

土地、建物等について、連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

当連結会計年度は、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠 した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

賃貸資産については、貨車の種類ごとにグルーピングを行っております。当連結会計年度は、一部の貨車について投資額の回収が見込まれなくなったため、当該貨車の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算出しております。

のれん及びその他の無形固定資産については、主として連結される子会社及び子法人等単位でグルーピングを行っております。当連結会計年度は、株式会社SMBC信託銀行において、足許の市場環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの見直しの結果、プレスティア事業に係るのれん及びその他の無形固定資産の帳簿価額の回収が見込まれな

くなったため、当連結会計年度末におけるのれん及びその他の無形固定資産の未償却残高全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算出しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

- 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

		当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式						
普通株式		1,399,401,420	272,536	26,502,400	1,373,171,556	(注)1、2
合	計	1,399,401,420	272,536	26,502,400	1,373,171,556	
自己株式						
普通株式		3,800,918	26,525,707	26,681,582	3,645,043	(注)3、4
合	計	3,800,918	26,525,707	26,681,582	3,645,043	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加272.536株は、株式報酬としての新株式発行によるものであります。
 - 2. 普通株式の発行済株式総数の減少26.502.400株は、自己株式の消却によるものであります。
 - 3. 普通株式の自己株式の増加26,525,707株は、単元未満株式の買取りによる増加23,307株及び自己株式の取得による増加26,502,400株であります。
 - 4. 普通株式の自己株式の減少26,681,582株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少179,182株並びに自己株式の消却による減少26,502,400株であります。

3. 新株予約権に関する事項

		新株予約権の	新株子	約権の目的と	当連結会計			
区分	新株予約権の内訳 	目的となる 株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)	摘要
			TIX/VID	一人文人日九山	112/19/2	7/2/1		
当社	ストック・オプション としての新株予約権						2,064	
合 計							2,064	

4. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	132,582	95	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	123,252	90	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	136,952	利益剰余金	100	2020年3月31日	2020年6月29日

<金融商品に関する注記>

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社グループでは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓□販売業務等を行っております。

当社グループでは、これらの事業において、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借用金、社債等による資金調達を行っております。また、顧客のヘッジニーズに対応する目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的(以下、「ALM目的」)や、金利・通貨等の相場の短期的な変動を利用して利益を得る目的(以下、「トレーディング目的」)で、デリバティブ取引を行っております。なお、当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行では、ALM目的の取引は市場資金部及び市場運用部、トレーディング目的の取引は市場営業部(アジア・大洋州地域においてはALM目的・トレーディング目的共にアジア・大洋州トレジャリー部、東アジア地域においてはALM目的・トレーディング目的共に東アジアトレジャリー部)が行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当社グループが保有する主な金融資産は、国内外の法人向けや国内の個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券や国内外の株式等の有価証券であります。国債等の債券につきましては、ALM目的のほか、トレーディング目的、満期保有目的等で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替、株価等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

②金融負債

当社グループが負う金融負債には、預金のほか、借用金、社債等が含まれます。預金は、主として国内外の法人と国内の個人預金であり、借用金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。

これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③デリバティブ取引

当社グループで取り扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利、通貨、株式、債券、商品に係る先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引及びクレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

なお、ALM目的で取り組むデリバティブ取引につきましては、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、 当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ 会計の方法」に記載しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としており、グループ各社においては、この基本方針に基づき、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しております。

また、グループ全体のリスクを一元的に把握・管理し、適切なリスク管理を実施するために、グループCROを設置しており、戦略上重要なグループ会社のリスク管理担当役員をメンバーとするグループCRO会議等を通じて、グループ全体のリスク管理に関する情報共有と体制強化を図っております。

①信用リスクの管理

当社においては、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信や与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的かつ経常的に管理することなどに関する基本原則を定め、グループ全体の信用リスク管理の徹底を図っております。

(イ)信用リスクの管理体制

当社では、グループCROが「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、信用リスク管理の基本方針を毎年策定し管理しております。投融資企画部は、グループクレジットポリシー等の信用リスク関連規程の企画及び管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しております。また、グループ全体の与信ポートフォリオ等について協議する機関として「信用リスク委員会」を設置しております。

当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行におきましては、リスク管理部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程、稟議規程の制定及び改廃、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオの管理等、信用リスクの管理・運営を統括するとともに、リスク統括部と協働して、信用リスク

の計量化(リスク資本、リスクアセットの算定)を行い、銀行全体の信用リスク量の管理を行っております。 また、投融資企画部の部内室のCPM室では、クレジットデリバティブや貸出債権の売却等を通じて与信ポートフォリオの安定化に努めております。

業務部門においては、各部門内の所管審査部が中心となって、与信案件の審査、与信ポートフォリオの管理等を行っております。与信の実行権限は、与信先の格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っております。また、融資管理部が、主に破綻懸念先以下に区分された与信先に対する債権の圧縮のための方策の立案、実施に努めているほか、企業調査部が、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じて主要与信先の実態把握や信用悪化懸念先の早期発見に努めております。

更に、機動的かつ適切なリスクコントロール並びに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議 機関として、各部門を横断する「信用リスク委員会」を設置しております。

なお、当社では、各部門から独立した監査部門が、定期的に、資産内容の健全性、格付・自己査定の正確性、 信用リスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を 行っております。

(回)信用リスクの管理方法

当社では、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、内部格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持・改善を図るため、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

- ・自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール 信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として「信用リスク資本極度」を設定しております。その極度に基づき、事業部門別にガイドラインを設定し、定期的にその遵守状況をモニタリングしております。
- ・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に当社の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の業種に過度の信用リスクが集中しないように管理を行うとともに、大口与信先に対する上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っております。また、各国の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施しております。

・企業実態把握の強化とリスクに見合った収益の確保 企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正な収益を確保することを与信業務の大原則とし、 信用コスト、資本コスト及び経費控除後収益の改善に取り組んでおります。

・問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権につきましては、ローンレビュー等により対応方針やアクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

なお、一部のファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の 資産(裏付資産)のリスクを保有する商品は、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに市場 リスク・市場流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しております。こうした商品に関しては、裏付資産の特 性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等につきましては、市場リス ク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しております。また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイ ドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しております。

デリバティブ取引の信用リスクにつきましては、時価に基づく信用リスク額を定期的に算出し、適切に管理しております。取引の相手方が取引を頻繁に行う金融機関である場合には、倒産等により取引相手が決済不能となった場合に各種の債権債務を一括清算することが可能となる一括清算ネッティング契約を締結するなど、信用リスクを抑制する運営を行っております。

②市場リスク・流動性リスクの管理

当社においては、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント、ミドル、バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確保することなどを基本原則として、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理を行っております。

(イ)市場リスク・流動性リスクの管理体制

当社では、グループ経営会議で決定する「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク枠等の重要な事項を決定し管理しております。また、原則年4回開催されるALM会議にて、市場リスク・流動性リスク管理の状況報告及びALM運営方針の審議等を行い、市場取引を行う事業部門から独立した前記のリスク統括部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しております。同部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的にグループ経営会議及び監査委員会等に報告を行っております。さらに、当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行では、月次でALM委員会を開催し、市場リスク・流動性リスクの枠の遵守状況の報告及びALM運営方針の審議等を行っております。

なお、各部門から独立した監査部が、定期的に、これらのリスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

回市場リスク・流動性リスクの管理方法

・市場リスクの管理

市場取引に関する業務運営方針等に基づき、自己資本等を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で、「VaR(バリュー・アット・リスク:対象金融商品が、ある一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額)」や損失額の上限値を設定し、市場リスクを管理しております。

なお、VaRの計測にはヒストリカル・シミュレーション法(過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを 作成して損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法)を採用しております。バン キング業務(貸出金・債券等の資産、預金等の負債に係る金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務)及びトレーディング業務(市場価格の短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得る市場業務)につきましては、4年間のデータに基づき、1日の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。政策投資株式(上場銘柄等)の保有につきましては、10年間のデータに基づき、1年の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。

また、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなど市場リスクの各要素につきましては、「BPV(ベーシス・ポイント・バリュー:金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」など、各要素のリスク管理に適した指標に対して上限値を設定し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

当連結会計年度末日における株式会社三井住友銀行及びその他の主要な連結される子会社及び子法人等の VaRの合計値は、バンキング業務で505億円、トレーディング業務で162億円、政策投資株式(上場銘柄等) の保有で9.424億円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

・流動性リスクの管理

当社では、「リスクアペタイト指標の管理水準の設定」及び「コンティンジェンシープランの策定」の 枠組みで資金流動性リスクを管理しております。リスクアペタイト指標とは、テイクするあるいは許容す るリスクの種類を選定して、その水準を定量的に表した指標であり、指標の一つとして、預金流出等のストレス状況下においても資金繰りを維持することが可能な日数に下限を設定し、その指標に抵触しないように調達手段の確保に努めていくことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避しております。加えて、緊急時に備えて指示・報告系統やアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。

また、市場性商品やデリバティブ取引等に係る市場流動性リスクにつきましては、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別の取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等につきましては、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定するなどの管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、その他有価証券中の非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品(3)参照)や子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は含めておりません。

(単位:百万円)

	T		(単位・日ガロ)
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金預け金 (注)1	61,763,910	61,765,323	1,412
②コールローン及び買入手形 (注)1	894,743	896,463	1,720
③買現先勘定	8,753,816	8,753,505	△311
④債券貸借取引支払保証金 (注)1	5,005,089	5,005,125	36
⑤買入金銭債権 (注)1	4,556,779	4,588,270	31,490
⑥特定取引資産			
売買目的有価証券	2,752,881	2,752,881	_
⑦金銭の信託	353	353	_
⑧有価証券			
満期保有目的の債券	282,379	282,519	140
その他有価証券	25,484,707	25,484,707	_
9貸出金	82,517,609		
貸倒引当金 (注)1	△301,752		
	82,215,856	84,118,833	1,902,976
⑩外国為替 (注)1	2,060,975	2,063,721	2,745
⑪リース債権及びリース投資資産 (注)1	219,548	218,858	△690
資産計	193,991,042	195,930,563	1,939,520
①預金	127,042,217	127,049,743	7,526
②譲渡性預金	10,180,435	10,187,496	7,060
③コールマネー及び売渡手形	3,740,539	3,740,628	88
④売現先勘定	13,237,913	13,237,913	_
⑤債券貸借取引受入担保金	2,385,607	2,385,607	_
⑥コマーシャル・ペーパー	1,409,249	1,409,249	_
⑦特定取引負債			
売付商品債券	2,012,475	2,012,475	_
⑧借用金	15,210,894	15,254,734	43,839
⑨外国為替	1,461,308	1,461,308	_
⑩短期社債	379,000	379,000	_
⑪社債	9,235,639	9,360,807	125,167
②信託勘定借	1,811,355	1,824,319	12,964
負債計	188,106,637	188,303,284	196,647
デリバティブ取引 (注)2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	517,570	517,570	_
ヘッジ会計が適用されているもの	294,816	294,816	_
デリバティブ取引計	812,386	812,386	

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
 - 2. 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目 につきましては、() で表示しております。

(2)金融商品の時価の算定方法

資産

①現金預け金、②コールローン及び買入手形、③買現先勘定、④債券貸借取引支払保証金、⑨貸出金、⑩外国為替並びに⑪リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、満期のない預け金や返済期限の定めのない当座貸越等につきましては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、残存期間が6カ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、 主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が6カ月を超える取引につきましては、原則として、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結される子会社及び子法人等においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、貸倒見積高を担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算定していること から、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価と しております。

⑤買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権につきましては、当該流動化に伴う信託における住宅ローン債権等の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。 その他の取引につきましては、原則として⑨貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価としております。

6特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券につきましては、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

⑦金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を®有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

⑧有価証券

原則として、株式(外国株式を含む)につきましては当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均をもって時価としております。公募債等、株式以外の市場価格のある有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。

変動利付国債につきましては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号)を踏まえ、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定した価額をもって時価としており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティ(変動性)が主な価格決定変数であります。市場価格のない私募債等につきましては、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。また、公募投資信託につきましては公表されている基準価格、私募投資信託等につきましては証券会社等より入手する基準価格又は純資産価格より算定した価額をもって時価としております。

負債

①預金、②譲渡性預金及び②信託勘定借

要求払預金、満期のない預り金等につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。また、残存期間が6カ月以内の短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。なお、信託勘定が発行する債権担保付社債(カバードボンド)に関連した信託勘定からの借入金につきましては、業界団体等より公表されている価格を基に算定した価額をもって時価としております。

③コールマネー及び売渡手形、④売現先勘定、⑤債券貸借取引受入担保金、⑥コマーシャル・ペーパー、⑧借用金、⑩短期社債並びに⑪社債

残存期間が6カ月以内の短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としておりますが、一部商品につきましては、業界団体等より公表されている価格を基に算定した価額、または公表されている利回り情報等から算出した割引率によって割り引いた現在価値のいずれかをもって時価としております。

⑦特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等につきましては、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

9外国為替

他の銀行から受入れた外貨預り金等満期のない預り金につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。 また、外国為替関連の短期借入金等の時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって 時価としております。

デリバティブ取引

取引所取引につきましては、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引のうち、金 利・通貨・株式・債券及びクレジットデリバティブにつきましては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオ プション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。また、商品関連デリバティブ取引に つきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定した価額をもって時価としております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計 L額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分			当連結会計年度 (2020年3月31日現在)		
有值	西証券				
	非上場株式等	(注)1	174,347		
	組合出資金等	(注)2	242,674		
合語	 		417,022		

- (注) 1. 非上場株式等につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時 価開示の対象とはしておりません。
 - 2. 市場価格のない出資金等であります。組合等への出資のうち、組合の貸借対照表及び損益計算書を純額で取り 込む方法により経理しているものについての出資簿価部分を含んでおります。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たりの純資産額

7.827円50銭

1株当たりの親会社株主に帰属

511円87銭

する当期純利益

計算書類の注記

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価を把握することが極めて困難と認められる株式であるため、移動平均法による原価法により行っております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1)有形固定資産

定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

(2)無形固定資産

白社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、 主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 5. 引当金の計ト基準
- (1)當与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に 帰属する額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ)に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

<追加情報>

連結納税制度からグループ通算制度への移行

2020年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)により、2022年4月1日以後開始する事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行することとされましたが、連結納税制度を適用している当社は、当事業年度においては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)に基づき、改正前の税法の規定を前提とした会計処理を行っております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 48百万円

3. 劣後特約付貸付金

1年内回収予定の関係会社長期貸付金及び関係会社長期貸付金は、劣後特約付貸付金であります。

4. 劣後特約付社債

社債には、劣後特約付社債1.654.822百万円が含まれております。

5. 劣後特約付借入金

長期借入金には、劣後特約付借入金41,000百万円が含まれております。

6. 保証債務

株式会社三井住友銀行及びSMBC Bank EU AGのドイツ国内の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して254,007百万円の保証を行っております。

7. 関係会社に対する短期金銭債権 550,770百万円 関係会社に対する長期金銭債権 7,173,150百万円 関係会社に対する短期金銭債務 1,266,968百万円

< 掲 合計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業収益833,835百万円営業費用12,646百万円営業取引以外の取引高6,468百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社の自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

		当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式						
普通株式		3,800,918	26,525,707	26,681,582	3,645,043	(注)1、2
合	計	3,800,918	26,525,707	26,681,582	3,645,043	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加26,525,707株は、単元未満株式の買取りによる増加23,307株及び自己株式の取得による増加26.502,400株であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の減少26,681,582株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少179,182株並びに自己株式の消却による減少26,502,400株であります。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

子会社株式928,980百万円その他16,507百万円繰延税金資産小計945,488百万円評価性引当額△944,428百万円繰延税金資産合計1,059百万円

繰延税金負債

その他△583百万円繰延税金負債合計△583百万円繰延税金資産の純額476百万円

<1株当たり情報に関する注記>

1 株当たりの純資産額4,354円94銭1 株当たりの当期純利益462円60銭